

中小企業信用保険法の規定に基づく5号認定（イ）について

1 5号認定の概要

5号認定（イ）とは、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき、**現在、業況の悪化している業種に属し、売上が減少している**中小企業者を区長が認定するものです。認定を受けることにより、セーフティネット保証制度を利用して、金融機関から融資を受けることができます。セーフティネット保証全般の詳しい説明は中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/index.html>）をご覧ください。

2 認定要件

次の(1)～(3)の順序で検討を行い、認定要件を満たしているか確認してください。

ただし、申請区分（兼業者であるかどうかなど）は、経営相談員がこれまでの認定の実績なども踏まえ面談時に判断しますので、申請者の判断と異なることもあります。その結果認定の対象外となる場合や、追加の資料を揃えて再度来庁していただく必要が生じる場合があります。判断がつかない場合や申請の書類を揃える前に業種や要件の確認をしたい場合は、業種の判断材料となる資料（登記事項証明書、会社案内、ホームページのプリントアウトなど）や決算書を持参し、事前に来庁し、相談してください。

- (1) 行っている業務が日本標準産業分類(平成25年10月改定)の細分類ベース(4ケタの番号)でどの業種に当たるのか特定する。(注1)細分類ベースで複数の事業を行っている場合には、複数業種を特定する。(日本標準産業分類の分類項目と内容は、品川区地域産業振興課、図書館などで閲覧できるほか、総務省統計局のホームページで確認できます。)

→<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

(注1) 企業の売上高全体について検討する必要があります(ただし、農業、風俗営業など信用保険の対象とならない業種を除く。)

- (2) (1)で確認した細分類業種が、5号認定の指定業種に該当するか確認する。(1)で確認した細分類業種が複数の場合はすべての業種について、確認する

(5号認定の指定業種は、中小企業庁のホームページで確認できます。この指定業種リストに記載があるものが指定業種です。(注2))

【指定業種は下記からご確認ください】

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

(注2) 指定業種リストの「指定業種」欄に「～に限る。」「～を除く。」等記載されている場合は、指定業種の範囲もそれに従うことになります。

- (3) (2)の結果に応じ、次の表のA～Dの順でいずれかの認定要件を満たしているかを確認する。

⇒満たしている場合は、申請区分に応じた「7 申請に必要な提出（提示）書類」を揃え、認定申請をしてください。A～Dの認定要件のいずれにも該当しない場合は、認定対象外です。

	(2) 結果	認定要件（注3）	申請区分
A	(1)で確認した細分類業種が単一で、5号認定の指定業種に該当する ⇒＜単一事業者＞	企業全体の最近3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少している	5号(イ) －①
B	(1)で確認した細分類業種が2以上で、すべて5号認定の指定業種に該当する ⇒＜兼業者①＞		
C	(1)で確認した細分類業種が2以上で、そのうちの主たる業種(過去1年間で最大の売上高がある業種)が5号認定の	主たる業種の最近3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少しているかつ	5号(イ)

	指定業種に該当する ⇒ 兼業者②	企業全体の最近3か月間の売上高が 前年同期比で5%以上減少している	―②
D	全体の売上高のうち、5号認定の指定業種の売上高を分化して計算することができ、5号認定の指定業種の売上高の減少が企業全体に相当程度の影響を与えている ⇒ 兼業者③	5号認定の指定業種（注4）の最近3か月間の売上高が前年同期比で減少している かつ 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高に対する、5号認定の指定業種（注4）の売上高の減少額の割合が5%以上である かつ 企業全体の最近3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少している	5号(イ) ―③

（注3）最近3か月とは、申請月の前月（前月分の売上高等が未集計のときは、申請月の前々月を含む3か月のことです。

（注4）複数の5号認定の指定業種の売上有る場合でも、合算した値での申請ができます（指定業種ごとの売上高の内訳までは計算不要）。また、運営しているすべての指定業種の売上高を計算する必要は必ずしもなく、一部の指定業種のみで認定要件を満たす場合、当該指定業種のみ分化して計算できれば申請することができます。

3 品川区での認定対象

法人：原則として品川区内に登記上の本店を有すること

個人・品川区内に主たる事業所を有すること

4 受付時間・場所

日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く。） **9：00～17：00**

※ 事前予約制になりますので予めご連絡ください。

場所：品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当

（品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター2階）

○ 東急大井町線 下神明駅徒歩2分

○ JR京浜東北線・東急大井町線・りんかい線 大井町駅 徒歩10分

TEL 03-5498-6334 FAX 03-5498-6338

5 認定手続き

- ① 「7 申請に必要な提出（提示）書類」に記載されている書類がそろったら、なるべく内容を把握している本人が認定手続きに来庁してください（金融機関の方の代理申請は受け付けていません）。専門の経営相談員が面談し、資料をもとに認定に必要な要件を満たしているかを確認します。
- ② セーフティネット保証を利用する品川区の融資あつ旋（経営支援資金および経営安定化資金）の申込みをしたい方は、必要書類を用意することにより同時に手続きすることもできます。融資あつ旋について詳しくは、「品川区融資あつ旋制度のご案内」を確認ください。
- ③ 確認ができたなら、認定書を発行します。認定書の有効期間は、発行日から30日以内です。この期間内に金融機関を通じて、信用保証協会にセーフティネット保証制度の申込みをしてください。

6 その他

- ① 認定に必要な書類がそろっていない場合は認定できません。
- ② また、申請区分や兼業者であるかどうかなど（「2 認定要件」を参照）は、経営相談員がこれまでの認定の実績なども踏まえ面談時に判断しますので、申請者の判断と異なることもあります。その結果認定の対象外となる場合や、追加の資料を揃えて再度来庁していただく必要が生じる場合があります。あらかじめご了承ください。申請の書類を揃える前に業種や要件の確認をしたい場合は、

業種の判断材料となる資料（登記事項証明書、会社案内、ホームページのプリントアウトなど）や決算書を持参し、相談に来庁してください。

7 申請に必要な提出（提示）書類（申請のつど必要です。）

「2 認定要件」の(3) で確認した申請区分や法人・個人の別などにより申請書や提出（提示）書類が変わります。次の表のうち必要とされるものを揃えてください。

	☒	申請区分等	書 類	備 考
1	☐	5号(イ)-①	5号認定(イ)-①申請書 (区様式) 2部	※ 「6 実印」を持参できる場合は、事前の記入や準備は不要(申請しながら記入可能)
		5号(イ)-②	5号認定(イ)-②申請書 (区様式) 2部	※ 「6 実印」を持参できない場合は、白紙の申請書を必要な認定書の2倍数分(例:認定書が2通必要な場合は4部)用意し、所定の場所に押印して持参のこと。押印の位置は、作成例を参照のこと
		5号(イ)-③	5号認定(イ)-③申請書 (区様式) 2部	
2	☐	5号(イ)-①	5号認定(イ)-① 売上高減少率算出表	※ 品川区ホームページまたは窓口で様式を入手し、事前に入力または記入のこと
		5号(イ)-②	5号認定(イ)-② 売上高減少率算出表	
		5号(イ)-③	5号認定(イ)-③ 売上高減少率および減少額算出表	
3	☐	すべての申請者	上記2の「売上高減少率算出表」または「売上高減少率および減少額算出表」に記載した 数値の根拠が客観的に確認できる資料	※ 例:月次試算表、売上帳(取引先の内訳が分かるもの、日計表形式になっているもの)など ※ <u>客観性の乏しい資料(月別売上のみ記載されているものなど)では受付不可</u> ※ 最近3か月とは、申請月の前月(前月分の売上高等が未集計のときは、申請月の前々月)を含む3か月 ※ 兼業者①・兼業者②・兼業者③の方は、「売上高減少率算出表」または「売上高減少率および減少額算出表」に記載した業種ごとの売上高を客観的に確認することが必要。詳しくは、「売上高減少率算出表」または「売上高減少率および減少額算出表」の注意書きを参照のこと
4	☐	法人	法人税の確定申告書・決算書(一式)	※ 直近の2期分 ※ 税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は「受信通知」(メール詳細)を添付) ※ 別表、法人事業概況説明書等を含めた一式
		個人	所得税の確定申告書・決算書	※ 直近の2期分 ※ 税務署の受付印のあるもの(電子申告の場合は「受信通知」(メール詳細)を添付)
5	☐	法人	会社実印	※ 実印を持参できない場合は、1の申請書(数値、業種欄などに記載をしていないもの)を必要な認定書の2倍数分(例:認定書が2通必要な場合は4部)用意し、所定の場所に押印および捨印をして持参すること
		個人	個人認印	
6	☐	法人のみ	履歴事項全部証明書	※ 発行から3ヵ月以内のもの ※ コピーでも可

*「1 申請書」以外の書類等は、面談終了後に返却します。書類はコピーでも可能ですが、その場合は全てをコピーしてください(特に法人の「4 法人税の確定申告書・決算書(一式)」は、別表、勘定科目等を含めた一式が必要です。)